

授業 科目名	【G】	民法(担保物権)	区 分 選 択	開講年次	【G】2	単位数	【G】2	
	【H】	民法(担保物権)			【H】2		【H】2	
	【I】	民法(担保物権)			【I】2		【I】2	
科目区分	専門科目							
授業形態	オンライン開講							
担当形態	単 独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブ タイトル	物を使って金銭回収の可能性を高めるための制度				担当者	手塚 一郎		
授業概要	【概要】	<p>《授業内容》 この科目では、民法295～398条の22を主な講義対象として扱います。この範囲は担保物権法とも呼ばれ、簡単に言えば、お金を返してもらえる(または、支払ってもらえる)可能性を高めるために、様々な物を活用して事前に準備しておくための制度です。</p> <p>《授業運営》 以下の内容を十分に理解した上で履修登録をしてください。</p> <p>① オンライン授業として開講(オンデマンド動画を配信)するため、Google Classroomをはじめとする各種システムの操作や、教材の印刷などを自分自身で行う必要があります。</p> <p>② 受講曜日や時間帯をある程度自由に決めることができますが、教室での対面授業と比べると自己管理を強く求められる場面が非常に多いため、計画的な学修が苦手な人や担当教員からの指示に従う自信がない人には受講をお勧めできません。</p>						
	【到達目標】	<p>この科目の最終的な到達目標は以下の3つ(3段階)です。</p> <p>① 講義で説明する内容に関する最低限の専門用語を修得すること。</p> <p>② 講義範囲の民法の条文に基づく主な制度がもつ意味や役割を理解すること。</p> <p>③ 裁判となったトラブルをイメージし、民法のルールを使った解決までの流れを説明できるようになること。</p>						
履修条件	「民法概論」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「民法(物権)」の単位を修得済であることが望ましい。							
アクティブ ラーニングの 方法	【○】	事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【○】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【-】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ ポリシーとの 関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との 関連性	<p>① 「民法概論」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「民法(物権)」で学ぶ内容が前提となる部分があります。</p> <p>② この科目の履修後、またはこの科目と並行して以下の各科目を履修することが望ましい。 「民法(債権総論)Ⅰ・Ⅱ」「民事手続法(民事執行法・保全法)Ⅰ・Ⅱ」 ※ 今年度は開講されない科目もある。</p>							
教科書	<p>① 永田眞三郎・松本恒雄・松岡久和・中田邦博・横山美夏『物権 エッセンシャル民法2(第3版)』(有斐閣、2023年、ISBN978-4-641-18466-4) ※前期開講の「民法(物権)」の教科書と同じものです。</p> <p>② 六法(出版社は問わないが、2025年版)</p>							
参考書	必修科目である「民法概論」の教科書として使用した野村豊弘『民事法入門』(有斐閣)も必要に応じて活用してください。							
評価方法	「確認テスト」と「理解度確認」の結果で評価します。評価割合は「確認テスト」が30%、「理解度確認」が70%です。							
フィードバック 方法	「確認テスト」は採点のうえ返却します。「理解度確認」は解答例や考え方の手がかりを提示することにより、授業外学修を支援します。授業内容に関する質問はメールやClassroomのコメント機能などで随時受け付け、個別に回答します。							
評価基準	受講の成果として、①講義内容に関する最低限の専門用語を修得できればC評価、さらに、②講義内容に関する民法上の主な制度の意義を理解できていればB評価、さらに、③裁判となったトラブルをイメージし、民法のルールを使った解決までの流れを説明できるようになればA評価またはS評価とし、①に未到達の者はD評価またはE評価とします。「出欠確認」で欠席が6回以上となった場合にはF評価とします。							

授業 科目名	【G】	民法(担保物権)	区 分 選 択	開講年次	【G】2	単位数	【G】2
	【H】	民法(担保物権)			【H】2		【H】2
科目名	【I】	民法(担保物権)			【I】2		【I】2
授業回数	授業内容						
1	担保物権法の概観、抵当権の意義 予習： 教科書1章、6章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
2	抵当権の設定、抵当権の効力① 予習： 教科書6章2節・3節1～3の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
3	抵当権の効力② 予習： 教科書6章3節4～6の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
4	抵当権の効力③ 予習： 教科書6章3節7～10の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
5	抵当権の処分・消滅 予習： 教科書6章4節・5節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
6	共同抵当、根抵当権 予習： 教科書7章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
7	抵当権に関するまとめ 予習： 教科書6章・7章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
8	理解度確認①と解説 予習： 第1回～第7回の講義内容の総復習(120分間) 復習： 理解度確認①の問題の再検討(自分の解答の点検)(60分間)						
9	非典型担保とは何か、不動産譲渡担保① 予習： 教科書8章1節～3節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
10	不動産譲渡担保② 予習： 教科書6章4節～5節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
11	質権 予習： 教科書9章1節通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
12	動産譲渡担保 予習： 教科書9章2節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
13	所有権留保 予習： 教科書9章3節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
14	先取特権、留置権 予習： 教科書10章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書などの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
15	理解度確認②と解説 予習： 全講義内容の総復習(120分間) 復習： 理解度確認②の問題の再検討(自分の解答の点検)(60分)						
その他	① 復習の欄にある「専門用語の定着」とは、授業中に説明された専門用語について、その内容を自分自身の言葉で説明できるようになることを意味しています。具体的な場面を挙げて、トラブル解決のための制度の説明ができるようになることが必要です。 ② Google Classroom、Googleフォーム、Gメールといったシステムを活用して授業運営を行います。						